

社会福祉事業一覧表（令和7年4月1日現在）

< 第一種社会福祉事業 >

- 生活保護法第 38 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 救護施設
 - 更生施設
 - 宿所提供施設（その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設）
- 生計困難者に対して助葬を行う事業
- 児童福祉法第 7 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 乳児院
 - 母子生活支援施設
 - 児童養護施設
 - 障害児入所施設
 - 児童心理治療施設
 - 児童自立支援施設
- 老人福祉法第 5 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 養護老人ホーム
 - 特別養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム（無料又は低額な料金で、老人を入居させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設）
- 障害者自立支援法第 5 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 障害者支援施設
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する以下の施設を経営する事業
 - 女性自立支援施設
- 生活保護法第 38 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 授産施設（事業授産施設）
- 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

< 第二種社会福祉事業 >

- 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 又は同法第 6 条の 3 に規定する以下の事業
 - 障害児通所支援事業
 - 障害児相談支援事業
 - 児童自立生活援助事業
 - 放課後児童健全育成事業
 - 子育て短期支援事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 一時預かり事業
 - 小規模住居型児童養育事業
 - 小規模保育事業
 - 病児保育事業
 - 子育て援助活動支援事業
 - 親子再統合支援事業
 - 社会的養護自立支援拠点事業
 - 意見表明等支援事業
 - 妊産婦等生活援助事業
 - 子育て世帯訪問支援事業
 - 児童育成支援拠点事業
 - 親子関係形成支援事業
 - 妊婦等包括相談支援事業
 - 乳児等通園支援事業
- 児童福祉法第 7 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 助産施設
 - 保育所
 - 児童厚生施設
 - 児童家庭支援センター
 - 里親支援センター
- 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する以下の施設を経営する事業
 - 幼保連携型認定こども園
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の事業
 - 母子家庭日常生活支援事業
 - 父子家庭日常生活支援事業
 - 寡婦日常生活支援事業

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 母子・父子福祉施設
- 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する以下の事業
 - 老人居宅介護等事業
 - 老人デイサービス事業
 - 老人短期入所事業
 - 小規模多機能型居宅介護事業
 - 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - 複合型サービス福祉事業
- 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する以下の施設を経営する事業
 - 老人デイサービスセンター
 - 老人短期入所施設
 - 老人福祉センター
 - 老人介護支援センター
- 障害者自立支援法第 5 条に規定する以下の事業
 - 障害福祉サービス事業
 - 一般相談支援事業
 - 特定相談支援事業
 - 移動支援事業
- 障害者自立支援法第 5 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 地域活動支援センター
 - 福祉ホーム
- 身体障害者福祉法第 4 条の 2 に規定する以下の事業
 - 身体障害者生活訓練等事業
 - 手話通訳事業
 - 介助犬訓練事業
 - 聴導犬訓練事業
- 身体障害者福祉法第 5 条に規定する以下の施設を経営する事業
 - 身体障害者福祉センター
 - 補装具製作施設
 - 盲導犬訓練施設
 - 視聴覚障害者情報提供施設
- 身体障害者福祉法第 11 条に規定する身体障害者更生相談事業
- 知的障害者福祉法第 12 条に規定する知的障害者更生相談事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（生活保護法第 38 条に規定する医療保護施設を含む）
- 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- 隣保事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業